



共同募金助成事業明細書（申請書） 記入マニュアル
－ 全道広域助成（地域福祉推進事業）向け －
（事業実施年度 － 2019年度－）

【A－地域】

目 次

記入のしかた	・・・・・・・・	1 ページ
⑫『執行者分類』項目解説一覧	・・・・・・・・	6 ページ
⑬『対象者分類』項目解説一覧	・・・・・・・・	7 ページ
⑭『目的分類』項目解説一覧	・・・・・・・・	8 ページ



◆ 記入のしかた ◆

共同募金助成事業明細書(申請書)は、1事業につき1枚作成してください。

- ・ 様式中にはあらかじめグレーの網がかかっている部分がありますが、これは実質的に記入の必要がない(該当となることがない)か、あったとしてもごく稀なケース、あるいは北海道としては従来対応していないかあまり好ましくないと考えている部分です。
- ・ 道共募では提出のあった共同募金助成事業明細書(申請書)に記入された情報をもとに、中央共同募金会が設置した全国版データベースへの入力を行います。システムの構造上、未入力の項目があるとそこから先の入力作業へ進めなくなっているため作業を中断することになります。記入の必要がある項目は空欄とせず、必ず必要事項を記入するようにして下さい。
なお、全国版データベースに入力されたすべての共同募金助成事業に関する個別情報は、インターネットを通じて広く一般国民に公開されますのでお含みおきください。
- ・ 様式2『共同募金助成事業明細書(申請書)』の構成については、日々全国の共同募金関係者の協議に基づいた改良・変更が加えられています。このため、市町村共同募金委員会から本会が明細書(申請書)の提出を受けた後に明細書(申請書)上の項目に追加・削除・統合などの変更が加えられた場合は、本会で適宜の項目に読み替えをしたうえでデータ入力をいたしますのであらかじめご了承ください。

『共同募金助成事業明細書(申請書)』は、おおまかに24の項目から成り立っており、項目ごとに①から②④までの番号を付してありますので番号の順に従って書式の解説をします。

A 様式2		全道・広域使途計画助成事業	
①	平成 30 年度 ● 全道広域 ○ 地域使途 (事業実施年度 - 2019年度-)	共同募金助成事業明細書(申請書)	② ☐ ページ
③	事業番号	④ 共同募金委員会	⑤ ☐ 社協助成 ⑥ 一次助成先名(二次助成を行う場合):

① ～タイトル～『平成30年度 ●全道広域 ○地域使途 共同募金助成事業明細書(申請書)』
あらかじめ必要事項を記入してありますので記入の必要はありません。

②『ページ』欄

申請件数が複数枚ある場合は、ページ数(通し番号)を記入します。

③『事業番号』

記入の必要はありません。

④『共同募金委員会名』

共同募金委員会名を記入します。

⑤『社協助成』

共同募金委員会からの助成の受け手が、社協の場合に黒く塗りつぶし(■)ます。最終的に社協を経由して他の団体や施設に助成される場合でも、一次的な助成の受け手はあくまで社協です。

のですべて該当となります。

⑥『一次助成先名』

一次的な助成の受け手（社協等）を経由して他の団体や施設（実質的な事業執行者）に助成される場合に一次助成先となる団体の名称を記入します。

⑦事業名

事業名は、簡潔でわかり易く、なおかつ具体的な事業内容がイメージできる名称として下さい。

⑦ 事業名	
----------	--

（記入例）

- a. 地域福祉推進事業 + 【具体的な活動名】
- b. 地域福祉推進事業 + 車両購入事業 + 【A-1・ミニカ（A/T）】
- c. 地域福祉推進事業 + 機器整備事業 + 【品名、数量】
- d. 地域障がい児者支援事業 + 【具体的な活動名】
- e. 住民行事用テント設置事業 + 【行事用〇〇張】
- f. 地域ボランティア活動推進事業 + 【ボランティアスクール開催等】
- g. 児童・生徒ボランティア活動普及事業 + 【指定年度】
- h. 民間福祉事業啓発・啓蒙事業 + 【具体的な活動名】

※ 記載内容は助成決定後赤い羽根データベース（はねっと）上で一般公開する予定です。その際事業名として表示できる文字数に一定の制限がありますので、文字数が入力可能な範囲を超えるものについては、予告なく本会で編集させていただく場合がありますので予めご了承ください。

⑧事業活動エリア 事業活動エリアを一つ選択します。○印を黒く塗りつぶして下さい。

⑧ 事業活動 エリア	☐ 広域事業 ☐ 市区町村域事業 ☐ 小地域事業
------------------	--

（考え方）

- ・広域事業…市区町村域を超えたエリア、例えば生活圈
- ・市区町村域事業…市区町村域内での活動
- ・小地域事業…市区町村の中の一部のエリア、例えば小中学校校区など

⑨事業形態 事業形態を一つ選択します。○印を黒く塗りつぶして（●）下さい。

⑨ 事業 形態	☐ 新規事業 ☐ 2次助成をする事業
---------------	---

基本的には、『新規事業』あるいは『2次助成をする事業』を選択しますが、社協を通じて各種団体や施設に助成される場合は、『2次助成をする事業』を選択します。

⑩事業執行者名 いわゆる“申請者名（助成金の受け手）”を記入する欄です。

⑩ 事業執 行者名	法人(団体)名・(施設名・業種)・代表者名
-----------------	-----------------------

法人の場合は法人名・代表者名の他、申請施設の名称・業種も記入して下さい。小規模作業所等の場合は作業所名の他、運営主体（親の会、運営委員会など）の名称も記入して下さい。

（児童・生徒ボランティア活動普及事業の場合）

学校名を記入し、前記『⑥一次助成先名』の欄に社協名を記入して下さい。

※『⑨事業形態』は「2次助成をする事業」となります。

(住民行事用テント設置事業の場合)

社協を通じて町内会などにテントを助成する場合、事業執行者名は町内会名など実際にテントを所有・管理する団体の名称を記入し、『⑥一次助成先名』の欄に社協名を記入して下さい。 ※『⑨事業形態』は「2次助成をする事業」となります。

⑪法人区分 事業執行者についての法人格について、該当項目を黒く（●）塗りつぶして下さい。

⑪ 法人区分		
☐ 社福	☐ 一般社団	☐ 公益財団
☐ 更生保護	☐ 公益社団	☐ その他の法人
☐ NPO	☐ 一般財団	☐ 未法人

⑫執行者分類 事業執行者の所属について選択して下さい。

⑫ 執行者 分類	☐ 都道府県社協	☐ 市区町村社協	☐ 地区社協	☐ 高齢者福祉団体	☐ 障がい児者福祉団体	☐ 児童青少年福祉団体
	☐ 1人親家族関係団体	☐ 女性福祉関係団体	☐ 更生保護団体	☐ NPO法人	☐ ボランティア団体	☐ 小規模団体・自治会・公民館
	☐ 民生委員児童委員協議会	☐ 福祉事業者団体	☐ 学校	☐ 当事者・家族の会	☐ 住民参加型団体	☐ 保健・医療関係団体
	☐ 社会福祉施設	☐ ボランティア・NPO中間支援団体	☐ その他の団体			

前記、『⑩事業執行者名』欄に記入した執行者について該当項目を黒く（■）塗りつぶして下さい。

個々の項目の説明については7ページ“⑫『執行者分類』項目解説一覧”を参考にして下さい。

⑬対象者分類 事業が誰のために行われるのかを選択します。

⑬ 対象者 分類	高 齢 者	☐ 高齢者全般	☐ 要介護高齢者	☐ 要支援高齢者	☐ 高齢者世帯	☐ 介護者・家族
	障がい児・者	☐ 障がい児者全般	☐ 知的障がい児者	☐ 身体障がい児者	☐ 精神障がい者	☐ 心身障がい児者
	児童・青少年	☐ 乳幼児	☐ 児童	☐ 青少年	☐ 一人親家族	☐ 養護児童
	課題を抱える人	☐ 災害等被災者	☐ 低所得者・要保護世帯	☐ 長期療養者	☐ ひきこもりの人	☐ DV被害者
	そ の 他	☐ 在住外国人	☐ 犯罪被害者	☐ 不登校児	☐ 依存症者	☐ その他
		☐ 住民全般				

原則として一つを選択しますが、対象が複数になるときは、まず、対象者分類全体の中から事業内容に占める割合が最も多い項目を一つだけ選択し□内を黒く塗りつぶし（■）します。それ以外は□内をチェック（☑）します。個々の項目の説明については8ページ“⑬『対象者分類』項目解説一覧”を参考にして下さい。

⑭目的分類 あてはまる項目について、必ずどれかを選択し、□内を黒く塗りつぶして（■）下さい。

個々の項目の説明については9ページ“⑭『目的分類』項目解説一覧”を参考にして下さい。

⑮分野・テーマ分類及び⑯機能・形態分類 実際に支援する活動内容の項目を選択して下さい。

必ずどれかを選択（複数考えられる場合は、よりメインに思える方を選択）し、□内を黒く塗りつぶして（■）下さい。

⑰使途分類 助成金の支払い予定内容を選択して下さい。

使途分類	事業関係	☐ 謝礼	☐ 保険料	☐ 施設・備品の借上料	☐ 入場料・使用料	☐ 資料購入費	☐ 材料購入費	☐ 企画・調査・研究費	☐ 広報費	
	土地建物関係	☐ 資料・資料作成費	☐ 設置費	☐ 実費弁償	☐ 工賃	☐ 見舞金品・祝い金品	☐ 工事費	☐ 拠出金	☐ 研修費	
	車両関係	☐ 土地の取得・造成	☐ 建物新築	☐ 建物増改築・補修						
	備品関係	☐ 車両購入費								
	管理経費関係	☐ 備品購入費								
		☐ 送料・通信費	☐ 印刷消耗品費	☐ 旅費・交通費	☐ 宿泊費	☐ 燃料費	☐ 光熱費	☐ 水道費	☐ 賃借料	
		☐ 建物・備品の維持管理費	☐ マンパワー							

複数選択可ですので、該当項目をすべて黒く（■）塗りつぶします。

⑱事業実施時期 事業を開始する月から終了する月を記入して下さい。

⑲頻度利用者数 年間の回数・延べ人数・部数等をできるだけ詳しく記入して下さい。

頻度利用者数	実施回数	回
	総利用者数	人
	部数・個数	部・個

共同募金助成金の使途された数値だけではなく、事業全体の数値を記入して下さい。

◆実施回数

- ・通年で適宜の対応を求められるなど（相談事業、調査研究事業など）、回数の特定がなじまない場合は1回として下さい。

◆総利用者数、部数・個数

- ・事業内容に応じどちらかを記入してください。
- ・研修会・集い等は定員、募集人員を記入する。（募集対象人数・住民数等ではない）
- ・何らかのサービス提供事業など、あらかじめ人数が予定または確定できない事業は、対象者の総数を記入する
- ・印刷物は発行部数を、備品等は個数を、部数・個数の欄に記入すること。

⑳事業費計 総事業費を記入します。後述『(21)収入内訳』の合計と同額になります。消費税（8%）

総事業費	円
------	---

を含む金額として下さい。

㉑収入内訳 資金計画を記入します。『共同募金助成金』の欄に記入した金額が助成申請額となります。また、『その他金額』については、内訳の①行政補助～④その他に記入した金額の合計額を記入して下さい。＜共同募金申請額（助成金）については、千円未満切り捨てとなります。ただし、行事用テントの申請の場合は、この限りではありません。＞

収入内訳	共同募金助成金	円
	その他金額（①～④の合計）	円
	①行政補助	円
	②市町村社協補助	円
	③利用者負担	円

(考え方)

- ・『行政補助』…今回の申請事業を特定して行政からの補助を受けている場合はこの欄に金額を記入することになりますが、そうでない限りは該当になりません。
- ・『県市町村社協補助』…市町村社協以外の第三者が共募助成と併せ社協からの補助を受けて事業を行う場合に、社協からの補助額を記入する欄です。市町村社協自身が事業を実施する場合の自己資金を記入する欄ではありませんのでご注意ください。
- ・『利用者負担』…申請団体の一般財源とは別に利用者や会員の負担する財源であることが明確な場合に金額を記入します。(参加料、利用料なども含みます)
- ・『その他』…補助金や利用者負担以外の財源を記入しますので、多くの場合自己資金はこの欄に金額を記入することになります。

②共募記入欄〔申請額査定欄〕 申請額どおりに助成できない場合にのみ、査定した金額を記入する欄です。申請者は記入しないで下さい。

共募記入欄
〔申請額査定欄〕

	円
--	---

③具体的事業内容 欄内で求められている内容の他、申請内容の詳細を記入して下さい。

具 体 的 事 業 内 容	〔事業執行者所在地〕
	〔担当者氏名〕
	〔電話番号〕
	〔共同募金の助成金による事業である旨のPR方法〕

(事業の申請理由・現状、
予想される効果、工事面
積・構造、商品名・型番・
数量等など) いつ、どこ
で、だれが、何を、なぜ
(どんな目的で)、どの
ように(どうやって)
記載内容につきまして
は、後日 HP 上で公開す
る可能性がございます。

(ご留意いただきたい点)

- ・事業の場合は、具体的な実施場所と実施日についても記入して下さい。
- ・機器整備事業の場合は、メーカー名や型番も記入して下さい。
- ・テントで複数の団体から希望がある場合、共募委員会で調整した優先順位を記入して下さい。

④添付書類 添付した資料について該当部分の□内を黒く塗りつぶして(■)下さい。

〔添付書類〕	☐ 実施要領	☐ 見積書	☐ カタログ	☐ 工事図面・平面図	☐ 現況写真
	☐ 事業実施年度の事業計画・予算書		☐ 前年度の事業報告・決算書		
	《後日送付書類: 月 日頃》				

(考え方)

- ・見積書、カタログ、工事図面・平面図、現況写真(=設置場所写真)、実施要領については関連するものを、それ以外は全て添付して下さい。
- ・見積書には消費税(8%)を記載するようにして下さい。
- ・車両購入の申請については、本会の指定車両になるため見積書の必要はありませんが、別に添付の様式2-①「車両購入調査票」を申請書とあわせて必ず提出していただくことになります。

⑫『執行者分類』項目解説一覧

『執行者分類名』	各執行者分類項目の説明	備 考
都道府県社協		
市区町村社協		
地区社協	市区町村域のさらに区域ごとに設置された社協	
高齢者福祉団体	道内等広域、小地域で組織的に活動している団体 ※福祉施設は別枠	
障がい児者福祉団体		
児童青少年福祉団体		保育所・乳児院等を含む
一人親家族関係団体		
母子父子福祉施設等		
女性福祉関係団体		女性会、婦人会等
更生保護団体	更生保護法に規定されている施設等	更生保護協会、保護司連盟、更生保護婦人連盟、BBS連盟等
緊急一時保護施設・団体	虐待や家庭内暴力等の緊急的な事態に対し、一時保護を行う所	シェルター、駆け込み寺等
NPO法人	特定非営利活動促進法に基づく法人、又は法人格を取得するため現在申請中の団体。	
ボランティア団体	自発性、非営利性を基盤に地域で活動している有志によるグループ	
小地域団体・公民館	おおむね小・中学校区や連合町内会を地理的範囲に活動している団体	
民生委員児童委員協議会		
福祉事業者団体	共同募金会による事業など	
学校		
当事者・家族の会	対象者が事業の執行者である場合	介護の会等も含む
住民参加型団体	住民相互の精神に裏付けられた会員制、有償・有料制による非営利の活動で、主に在宅福祉サービスを中心に福祉コミュニティづくりを志向している団体	地域住民を対象に非営利の在宅福祉サービス等の活動を行っている生活協同組合やJA等も含む
保健・医療関係団体		
社会福祉施設	障がい者(児)施設、小規模作業所等も含む	
ボランティア・NPO中間支援団体	ボランティアセンター、NPOセンター、NPOサポートセンターなど	
その他の団体		

⑬『対象者分類』項目解説一覧

『対象者分類』		各対象者分類項目の説明	備 考
高齢者	高齢者全般	健康な高齢者をはじめとした広い意味での高齢者	
	要介護高齢者	〈要介護〉と認定された高齢者	
	要支援高齢者	〈要介護〉と認定されていないが、社会的な支援を必要としている高齢者	
	高齢者世帯	要介護高齢者、虚弱高齢者であるなしに係らず、一人暮らし世帯又は夫婦二人暮らし世帯の高齢者	
	介護者・家族	介護を行っている家族や近隣の方々	社協や住民参加型団体のヘルパー等は含めない
障がい児・者	障がい児者全般	特定の障がい分野に限定するのではなく、広く障がいのある方々全般	
	知的障がい児者	知的障がい者福祉法及び児童福祉法に規定されている方々	
	身体障がい児者	身体障がい者福祉法及び児童福祉法に規定されている方々	
	精神障がい者	精神障がい者福祉法及び児童福祉法に規定されている方々	
	心身障がい児者	重複障がい者の方々	実施する事業が「心身」を対象とするときに選択
	介助者・家族	介護を行っている家族や近隣の方々	社協や住民参加型団体のヘルパー等は含めない
児童・青少年	乳幼児	小学校に入学する年齢に達していない子供	
	児童	小学生くらいの年齢の子供	
	青少年	親などの保護を受けている成人前後の方々	
	一人親家族	母親又は父親がいない家族	
	養護児童		
	遺児・交通遺児	事故や病気など様々な要因で保護者を失った方々	
	家族	児童・青少年をもつ家族全般	
その他	住民全般	広く住民全般	
課題を抱える人	災害等被災者	災害等の被害にあった方々	
	低所得者・要保護世帯	生活保護法の規定による保護を受けている、又は生活保護は受けていないが生活が極めて困難な方々	
	長期療養者	施設・病院等で長期間にわたって療養をしている方々	
	ひきこもり		
	DV被害者		
	更生保護関係者		
	ホームレス		
	在日外国人	長期・短期滞在に係らず地域で生活している外国人の方々	
	犯罪被害者		
	不登校児		
	依存症者		

⑭『目的分類』項目解説一覧

『目的分類』	各事業分類の説明	備 考
日常生活支援	日々の生活の中で必要とされる直接的なサービス	1)学習援助・交流 / 障がいのある子供たちに勉強を教えたり、話し相手をしたり、一緒に遊んだりする活動 2)代行 / 役場、病院等の手続きや年賀状の宛名書きなどの代行援助
社会参加・まちづくり支援	家に閉じこもりがちな高齢者や障がい者などが身近な場所で近所の方々、ボランティアの方々とともに健康維持、レクリエーション等楽しい仲間づくりの活動。また、医療、養育面からの支援事業等	
福祉施設支援	主に団体、施設等が在宅又は施設入所者の日常生活支援のために行う整備事業	
日常生活支援	在宅で介護をしている方々に対する各種支援事業	
日常生活支援	在宅の障がい児者や高齢者に対し、日常生活に必要な各種機器を貸し出す事業	
日常生活支援	低所得者、低所得世帯等を対象に地域歳末事業等の一環として行われている金品援助事業	地域歳末助成事業などで一般的な金品援助および被災世帯へ金品を助成した事業等 対象者の生活の向上に直接結びつく金品を贈る事業等
社会参加・まちづくり支援	児童を対象にした福祉教育、広く住民全般を対象とした社会福祉やボランティア活動についての生涯学習等、教育的な側面からの支援事業	
社会参加・まちづくり支援	自立・就労が困難な方々に対し、自立・就労の実現に向けて行われる支援事業	
社会参加・まちづくり支援	地域住民の参加による福祉コミュニティづくりのための各種事業	
社会参加・まちづくり支援	ノーマライゼーションの理念の基に地域住民が安心して、しかも楽しく暮らせるバリアフリーを目指したまちづくりのための事業	
社会参加・まちづくり支援	児童、高齢者をはじめとして広く激励、慰問、記念等の目的で行われる金品提供事業	敬老の日の記念に、高齢者にネクタイやスカーフを贈呈するなど、対象者の生活に直接関わらない金品を贈る事業等
社会参加・まちづくり支援	地域で児童・青少年健全育成を図るための事業	保護者をはじめとした子育て支援事業等も含む
社会参加・まちづくり支援	社会福祉協議会や連合会等の仲介団体が行う福祉コミュニティづくりのための基盤整備、ボランティア団体・専門機関等の支援育成及びネットワーク化等総合的な事業	
社会参加・まちづくり支援	各種団体等が会員となっているメンバーの育成のために行う事業	
社会参加・まちづくり支援	各種相談事業	
社会参加・まちづくり支援	各種団体等が関係者や広く住民全般に行う情報提供・啓発事業	
その他の地域福祉		
災害対応・防災	災害時に備えた福祉救援体制を整備する為の事業	
災害対応・防災	災害発生から復興にかけて行われる「災害等準備金」の対象とならない災害時に行われる各種支援事業	
災害対応・防災	社会福祉法第118条による積立金	

